

令和 7 年

2 月定例総会会議録

酒 田 市 農 業 委 員 会

令和7年2月定例総会 会議録

1 日 時 令和7年2月12日（水） 午前9時30分 開議

2 場 所 総合文化センター 412号室

3 出席委員（29名）

1 番	莊司 太一郎	委員	2 番	後藤 保喜	委員	3 番	池田 良之	委員
4 番	大場 重樹	委員	5 番	石川 渡	委員	6 番	佐藤 良	委員
7 番	吉高 祐二郎	委員	8 番	五十嵐 弘樹	委員	9 番	佐藤 秀之	委員
10 番	飯塚 将人	委員	11 番	佐藤 晴子	委員	12 番	兼山 宏勝	委員
13 番	尾形 大介	委員	14 番	樋口 準二	委員	15 番	佐々木 浩希	委員
16 番	佐藤 浩良	委員	17 番	高橋 公基	委員	18 番	三浦 ひとみ	委員
19 番	佐藤 利篤	委員	20 番	阿部 香美	委員	21 番	土田 治夫	委員
22 番	伊藤 正行	委員	23 番	佐々木 治人	委員	24 番	伊與田 明子	委員
25 番	川村 恵実	委員	26 番	齋藤 均	委員	27 番	佐藤 耕造	委員
28 番	田村 晴久	委員	29 番	遠田 裕己	委員			

4 欠席委員（0名）

5 事務局職員出席者

事務局長	今野 紀生	事務局次長	遠田 博	事務局次長	阿彦 智子
農地係長	安倍 誠	主事	佐藤 輝一	専門員	佐藤 久志
調整主任	齋藤 敏夫	専門員	出嶋 亨		

6 報告事項

1. 農地法第3条の3届出書の受理について
2. 農地法第4条届出書の受理について
3. 農地法第5条届出書の受理について
4. 農地の現況等に係る照会に対する回答について
5. 解約
6. 農地法第18条第6項の規定による通知受理について

7 議 事

議第 7 号	農地法第3条の規定による許可申請について
議第 8 号	農地法第5条の規定による許可申請について
議第 9 号	農用地利用集積計画について
議第10号	非農地判断について
議第11号	酒田農業振興地域整備計画の変更について
議第12号	各証明願いについて

8 開 会

開 会
(午前9時30分 開会)

○今野事務局長

おはようございます。

では、ただいまから令和7年2月酒田市農業委員会定例総会を開会いたします。
総会の開会に当たりまして、齋藤会長、ご挨拶よろしく願いいたします。

○齋藤 均 会長
(挨拶)

○今野事務局長

ありがとうございます。

では、総会の議長につきましては、酒田市農業委員会規定第19条により会長が務められておりますので、齋藤会長、お願いいたします。

○齋藤 均 議長

それでは、皆様のご協力によりまして、議事を円滑に進行したいと思います。
本日の欠席はございません。
定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。
お手元に配付しております定例総会次第によって進めます。

◎議事録署名委員の選任

○齋藤 均 議長

最初に、議事録署名委員の選任を行います。選任の方法は議長にご一任願います。
議事録署名委員に、8番、五十嵐弘樹委員、9番、佐藤秀之委員の両名をお願いいたします。

◎報告事項

○齋藤 均 議長

最初に、報告事項について事務局の説明を求めます。

○今野事務局長

報告事項につきましては、議案の3ページ目からになります。
今回の報告事項につきましては、農地法第3条の3届出書の受理についてが20件、農地法第4条届出書の受理についてが1件、同じく第5条届出書の受理についてが1件、農地の現況等に係る照会に対する回答についてが3件、解約についてが1件、農地法第18条第6項の規定による通知受理についてが13件、以上、39件でございます。
詳細につきましては係長が報告いたします。

○安倍農地係長

(報告事項を朗読説明する)

○齋藤 均 議長

報告事項ではございますが、ご質問、ご意見のある方、お願いします。
ございませんか。

(発言する者なし)

○齋藤 均 議長

ないので、これで報告事項を終わります。

◎議第 7 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

○齋藤 均 議長 これより議事に入ります。

議第 7 号 農地法第 3 条の規定による許可申請についてを上程の上、議題といたします。
事務局の説明を求めます。

○今野事務局長

議第 7 号 農地法第 3 条の規定による許可申請につきましては、今回13件の許可申請がありましたので、その可否を決定しようとするものであります。
詳細につきましては、事務局より説明いたします。

○安倍農地係長

それでは、農地法第 3 条の規定による許可申請について。

20ページをご覧ください。

なお、今回の農地法第 3 条の許可申請については、全ての案件において、全部効率活用要件、農業常時従事要件、地域との調和要件まで、農地法第 3 条第 2 項の各号には該当せず、許可基準を満たしているものと考えます。

それでは、酒田 5 番、6 番、関連で、同じ譲渡人となります。

酒田 5 番、板戸の〇〇から、同じく板戸の〇〇へ。板戸の田と畑合計 2 筆、498平米、相手方の要望、所有権移転です。

別紙資料をご覧ください。

10アール当たりの売買価格が 2 万100円、1 万円からの割り返しとなっております。

続きまして、酒田 6 番、板戸の〇〇から板戸の〇〇へ。板戸の畑 1 筆、689平米、相手方の要望、所有権移転です。

別紙資料のほうをご覧ください。

10アール当たりの売買価格が、43万5,400円で、30万円からの割り返しとなります。

続きまして、酒田 7 番、勝保関の〇〇から同じく〇〇へ。関係は親子となります。勝保関の畑と田んぼ、合計12筆、3 万5,416平米です。その他、使用貸借権の設定で、農業者年金の伴わない経営移譲となります。

酒田 8 番、生石の〇〇から同じく生石の〇〇へ。生石の田 5 筆、合計4,481平米。相手方の要望、所有権移転です。こちらは贈与となっております。

続いて、八幡地区、お願いします。

○八幡総合支所 佐藤専門員

それでは、22ページをご覧くださいと思います。

八幡 3 番になります。米島の〇〇から橋本の〇〇へ。橋本の田んぼ 1 筆、1,025平米になります。

申請理由は相手方の要望、所有権の移転となります。

価格につきましては、別紙資料 1 ページをご覧くださいと思います。

八幡 3 番。2 万7,500円、総額10万円からの割り返しとなります。

八幡は以上です。

○松山総合支所 齋藤調整主任

おはようございます。

続いて、松山地区からの案件になります。

松山は 8 件となります。

松山 1 番、山寺の田 2 筆、山寺の〇〇から同じく山寺の〇〇へ。相手方の要望で、総額16万200円となります。

別紙価格表をご覧ください。

10アール当たり30万円となっております。

議案のほうにお戻りください。

松山2番から、次のページの松山7番まででございますが、こちらは関連で、受け人が庄内町境興屋の〇〇となります。水稻栽培の規模拡大をしたいとのことから購入の方向となったものです。

なお、〇〇は〇〇の代表取締役でございますが、今回は個人での購入となります。

松山2番、庄内町の〇〇より山寺字小島106番、田1筆、金額が19万3,600円となります。

別紙価格表は、10アール当たり40万円となります。こちらは、以下7番まで単価は共通となります。

続きまして、松山3番、庄内町の〇〇より、山寺字小島107番、116番の田2筆、金額は12万9,600円となります。

続きまして、次のページになりまして、松山4番、庄内町の〇〇より、山寺字小島117番、田1筆、金額は10万800円となります。

松山5番、庄内町の〇〇より、山寺字小島118番、田1筆、金額は10万800円となります。

続いて、松山6番、庄内町の〇〇より、山寺字小島119番、田1筆、金額は10万8,800円となります。

松山7番、庄内町の〇〇より、山寺字小島120番、田1筆、金額は40万3,200円となります。

こちら、今回、〇〇が購入を予定されている田んぼの合計は2,592平米、金額が103万6,800円となります。〇〇は庄内町にも農地があり、酒田市分と合わせますと4万9,330平米の経営地となります。

続きまして、松山8番、庄内町堀野の〇〇から〇〇へ。こちらは使用貸借契約の10年、再設定となります。関係は親子となります。〇〇は庄内町にも農地がございまして、酒田市分と合わせますと9万9,522平米の経営地となります。

今回の〇〇の農地を〇〇が購入を検討しておりましたが、経営移譲年金の手続の関係を優先して、今回の手続を行ったものです。

今回の農地は、最上川向かいの庄内町と酒田市との境界際の農地となります。山寺字小島は地権者、耕作者共に庄内町の方となっており、松山の方はおりません。こちらは行政境の農地となっており、山寺地区は参考価格が1反歩当たり40万となっておりますが、小島地区は賃借料を山寺地区よりも1割程度高い傾向があった経緯もあり、同等の参考価格を適用するのは適当ではないとの意見を地区農業委員より頂戴しております。また、ブロック会議でも同様の内容で意見をいただいているものです。そのため、小島地区におきましては、1割高い45万、1反歩当たりの金額を参考価格としておりますので、今回は3条による売買となります。

松山地区は以上でございます。

○齋藤 均 議長

農地調査委員会の報告をお願いします。

○8番 五十嵐弘樹委員

8番、五十嵐です。

2月4日に、第4班による農地調査委員会を行っております。

議第7号 農地法第3条の規定による許可申請について、農地調査委員会では協議及び審議の結果、許可することに特に問題はないとの意見であったことを報告いたします。

○齋藤 均 議長

質疑に入る前ではございますが、3条許可申請の案件ですので、現地調査の結果を確認いたします。今回の議案の中で、地元農業委員からは現地調査の結果、特に疑義のある報告は受けていないということですが、何かお気づきの点など補足的説明があれば、初めをお願いします。何かございませんか。

(発言する者なし)

○齋藤 均 議長

ないようですので、これより質疑に入ります。

ご質問、ご意見のある方、お願いします。

ご質問ございませんか。

(発言する者なし)

○齋藤 均 議長

ないようですので、質疑を打ち切ります。

採決に入ります。

議案第7号 農地法第3条の規定による許可申請について、許可決定とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○齋藤 均 議長

異議ないようですので、議第7号については許可決定といたします。

◎議第8号 農地法第5条の規定による許可申請について

○齋藤 均 議長

続きまして、議第8号 農地法第5条の規定による許可申請についてを上程の上、議題といたします。

事務局の説明を求めます。

○今野事務局長

議第8号 農地法第5条の規定による許可申請につきましては、今回3件の許可申請がありましたので、その可否を決定しようとするものであります。

詳細について説明いたします。

○安倍農地係長

初めに、酒田4番です。板戸の〇〇から株式会社〇〇へ。板戸の畑1筆、426平米、所有権移転です。転用理由は資材置場及び駐車場敷地で、農地区分は第1種農地、許可基準は、業務上必要な施設で集落に接続で許可可能と判断しております。

別紙資料1ページをご覧ください。

10アール当たりの売買価格が117万4,000円となります。

別紙資料2ページをご覧ください。

場所は、新堀地区、板戸集落の東南の集落際に位置し、隣接する宅地を併用して転用する計画です。

3ページをご覧ください。

配置図のとおり、工事車両とパイプ等の資材置場とする計画で、既存の資材置場が手狭になったための転用です。

4ページ、5ページの現況写真をご覧ください。

赤い線が申請地で、黄色の破線が併用する宅地となります。土地の盛土を行わず、現況に砂利を敷いて利用する計画となっております。

酒田4番は以上です。

○松山総合支所 齋藤調整主任

続いて、松山1番です。

中牧田の〇〇から〇〇株式会社へ。竹田の田1筆、979平米、所有権移転です。転用理由が駐車場敷地、農地区分は第1種農地、許可基準は既存施設の拡張で、許可可能と判断しております。

別紙資料1ページをご覧ください。

10アール当たりの売買価格が51万700円となります。

別紙資料6ページをご覧ください。

場所は、松山地区竹田集落にある既存の〇〇株式会社の資材倉庫及び駐車場の隣接地となります。

既存の車両駐車場が手狭になったために、7ページの配置図のとおり、隣接の雑種地と併用して駐車場を整備する計画です。

8ページから10ページの現況写真をご覧ください。

赤い線が申請地で、黄色の破線が併用する雑種地となります。2.2メートルの盛土、のり面の保護は土留めをして駐車場を整備する計画です。

松山1番は以上です。

○平田総合支所 出嶋専門員

続いて、平田2番です。

みずほ一丁目の〇〇、東大町3丁目の〇〇から、〇〇株式会社へ。山楯の田1筆、2,598平米、所有権移転です。転用理由は、酒造等製品保管庫、売店、駐車場、搬送用車両置場敷地です。農地区分は第1種農地で、許可基準は既存施設の拡張で、許可可能と判断しております。

なお、本案件は、令和6年7月総会において、酒田農業振興地域整備計画の27号計画の農地除外の際に、酒田市長から意見を求められご審議いただき、地域農業の振興を図る施設として計画に位置づけられ、農振除外された案件となります。

別紙資料の1ページをご覧ください。

10アール当たりの売買価格は70万円となります。

別紙資料11ページの図面をご覧ください。

場所は平田地区、山楯集落と国道345号線の間、〇〇株式会社の既存施設に隣接しております。

12ページの配置図をご覧ください。

配置図のとおり、事業拡大に伴い、製品保管庫と駐車場、車両置場を設置し、既存施設にある売店を申請地に新しく整備する計画となります。こちらの造成は95センチの盛土を行い、のり面などは土留めを行う計画です。

13ページ、14ページの現況写真をご覧ください。

申請地の北側と南側から撮影したもので、黄色い線部分が申請地となります。申請地と既存施設の間には暗渠水路が設置され、こちらは地上権が設定されているために転用には含めまず、現況のまま管理していくということです。

説明は以上です。

○齋藤 均 議長

農地調査委員会の報告をお願いします。

○8番 五十嵐弘樹委員

8番、五十嵐です。

議第8号 農地法第5条の規定による許可申請について、農地調査委員会では、協議及び審議の結果、許可することに特に問題はないとの意見であったことを報告いたします。

○齋藤 均 議長

それでは、質疑に入る前ではございますが、5条許可申請の案件ですので、地元委員の現地調査の結果を確認いたします。

酒田4番の現地調査を、23番、佐々木治人委員よりお願いいたします。

○23番 佐々木治人委員

23番、佐々木です。

酒田4番について、1月30日、事務局と現地確認を行いました。

板戸集落の南側に位置して宅地に隣接する集落際の畑で、周辺の農地への影響もなく、資材置場としての大きさも適正であると思われますので、許可には支障がないものと思われます。

よろしくご審議をお願いします。

○齋藤 均 議長

続いて、松山1番の現地報告を、19番、佐藤利篤委員よりご報告をお願いします。

○19番 佐藤利篤委員

19番、佐藤です。

1月30日に農業委員と事務局4名で現地調査を行いました。

当該申請地は、周囲を申請地と雑種地、第三者の農地に囲まれており、関係者からの同意も取れております。周囲への影響もなく、駐車場敷地として転用することに問題はないと思われます。

ご審議よろしくお願いします。

○齋藤 均 議長

続いて、平田2番の現地調査の結果を、5番、石川渡委員より報告願います。

○5番 石川 渡委員

5番、石川です。

1月30日に事務局と現地確認を行いました。

申請箇所は既存施設の隣接地で、転用による周辺の農地への影響もなく、保管庫、駐車場としても、大きさも適正であると思われますので、ほかには支障はないものと思われます。

よろしくご審議お願いします。

○齋藤 均 議長

これより質疑に入ります。

ご質問、ご意見のある方、お願いします。

ご質問ございませんか。

○16番 佐藤浩良委員

16番、佐藤です。

平田2番の図面の中で、暗渠はどこに設置されていますか。

○齋藤 均 議長

暗渠の位置はどこなのか。事務局、説明お願いします。

○安倍農地係長

暗渠の位置ですけれども、申請地の52-1と既存施設の50-1の間に52-2など細く分筆になっているところに暗渠排水が入っています。

○齋藤 均 議長

佐藤委員、分かりましたでしょうか。

ほかになにかございませんでしょうか。

(発言する者なし)

○齋藤 均 議長

ないようですので、質疑を打ち切ります。

採決に入ります。

議第8号 農地法第5条の規定による許可申請について、許可決定とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○齋藤 均 議長

異議ないようですので、議第8号については許可決定といたします。

◎議第 9 号 農用地利用集積計画について

○齋藤 均 議長

続きまして、議第 9 号 農用地利用集積計画についてを上程の上、議題といたします。
事務局の説明を求めます。

○今野事務局長

議案26ページになります。

議第 9 号 農用地利用集積計画につきましては、所有権の移転についてが 2 件、利用権の設定についてが18件の計画の申出がありましたので、その可否を決定しようとするものであります。
詳細につきまして事務局より説明いたします。

○安倍農地係長

それでは、農用地利用集積計画について、26ページをご覧ください。

今回審議いただく農用地利用集積計画の全件につきましては、全部効率活用要件、農業常時従事要件、自立、意欲、能力要件、認定農業者等、経営面積まで、旧農業経営基盤強化促進法第18条第 3 項の各要件を満たしているものと考えます。

また、農業経営基盤強化促進事業の対象とすることに不適正な事実がないことを、地元農業委員からあらかじめ確認をいただいております。

それでは、所有権の移転です。

袖浦 1 番、黒森の畑 2 筆、合計1,943平米、黒森の〇〇から東京都の〇〇へ。10アール当たりの対価が40万円、合計77万7,200円となります。移転の時期、支払い時期はともに令和 7 年 2 月28日です。

続いて、袖浦 2 番、黒森の畑 2 筆、合計1,143平米です。こちらは黒森の〇〇から同じく黒森の〇〇へ。譲受人は認定農業者方となります。10アール当たりの対価が33万7,931円と40万円で、合計が45万円です。移転の時期、支払い時期はともに令和 7 年 2 月20日です。

続いて、利用権の設定です。

南遊佐 2 番、3 番、4 番、同じ借受人になります。こちらは、1 万円の10年の更新です。

なお、南遊佐 4 番の宮内字梵天木59のみ新規となります。

続いて、本楯 2 番、2 万円の10年の更新です。こちらにも刈屋字京寺106-Aのみ新規となります。

東平田 2 番、1 万1,000円の 5 年の更新です。

中平田 1 番、1 万円の10年の更新です。

袖浦 1 番、1 万円の10年の新規です。

八幡地区、お願いします。

○八幡総合支所 佐藤専門員

八幡地区になります。

八幡 6 番、新規です。10年で、10アール当たりの賃借料が 1 万円になります。

八幡は以上です。

○松山総合支所 齋藤調整主任

続きまして、松山地区です。

松山は 1 件となります。

松山 2 番、大沼新田の〇〇から白ヶ沢の〇〇への貸付けとなりまして、賃貸借となります。金額は、上のほうから8,000円、1 万円、1 万円となります。こちらは、地権者の〇〇が管理しておりましたが、作業が大変になってきたということから、近隣で耕作している〇〇に声をかけて、話がまとまったものです。将来的には中間管理事業での契約を検討されております。

以上、松山 1 件となります。

○平田総合支所 出嶋専門員

おはようございます。

続きまして、平田でございます。

平田地区、9件でございます。

平田6番と平田7番につきましては、関連でございます。同じ受け人です。

平田6番、貸付けの賃料は1万円で、期間は10年でございます。これは新規です。

平田7番、賃借料は1万円、期間は10年で、こちらにも新規となります。

平田8番と9番は同じ受け人でございます。

平田8番、賃借料5,000円、期間は5年で、更新となります。

平田9番です。同じく賃借料は5,000円で、期間は10年で、更新になります。

ページ変わります。

平田10番になりますが、こちらは賃借料5,000円で、期間は1年です。更新でございます。

平田11番、こちらにつきましては、更新になりますけれども、前回の更新前までは1,000円だったんですけども、使用貸借ゼロ円で5年で更新ということでございます。

平田12番になります。賃借料は1万円、期間は5年、更新でございます。

平田13番、賃借料5,000円、期間は10年で、こちらにも更新となります。

平田14番、畑で4,000円、10年で新規です。

平田地区は以上です。

○齋藤 均 議長

農地調査委員会の報告をお願いします。

○8番 五十嵐弘樹委員

8番、五十嵐です。

議第9号 農用地利用集積計画についてですが、農地調査委員会では、協議及び審議の結果、特に問題はないとの意見であったことを報告いたします。

○齋藤 均 議長

これより質疑に入ります。

ご質問、ご意見のある方、お願いします。

ご質問ございませんか。

(発言する者なし)

○齋藤 均 議長

ないようですので、質疑を打ち切ります。

議第9号 農用地利用集積計画について、計画決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○齋藤 均 議長

異議ないようですので、議第9号については計画決定といたします。

◎議第10号 非農地判断について

○齋藤 均 議長

続きまして、議第10号 非農地判断についてを上程の上、議題といたします。

事務局の説明を求めます。

○今野事務局長

議案書の31ページになります。

議第10号 非農地判断につきましては、遊休農地に関する措置において、その土地の状況が農地として再生利用困難と見込まれるものについて農地台帳から除外することとなっているため、その判

断を求めるものです。
詳細について事務局より説明します。

○安倍農地係長

それでは説明いたします。
例年、農地法第30条に基づき実施している農地パトロールにおいて森林、原野の様相を呈しているなど再生利用が困難と見込まれると区分した土地については、農林水産省通知に基づき農地台帳からの除外を行うこととなっております。
今回、非農地判断の審議をいただく土地は、1番、北平田地区、曾根田字大坪の2筆274㎡、2番、平田地区、中野俣字天平の3筆、13,157㎡、3番、松山地区、成興野字須郷、上堰内の39筆、8,193㎡で、農地パトロールにおいて再生利用が困難と確認した土地であります。
また、当該地にかかる影響について、①多面的機能支払交付金、②農業者年金、③中山間直接支払交付金、④経営所得安定対策、⑤土地改良区決済金などに支障がないことを確認済です。
それでは、別紙資料でご説明いたします。
15ページをご覧ください。1番、場所は北平田地区の曾根田集落の南側、集落際に位置する登記地目が田、畑になっている土地です。16ページの写真をご覧ください。長らく耕作されておらず、隣接の宅地と一体化して原野化している状況です。
続いて、平田地区、2番お願いします。

○平田総合支所 出嶋専門員

続きまして、平田の2番でございます。
農地パトロールを昨年7月19日に実施しました。その際ですけれども、原野化しており再生困難な土地であると判断しております。
平田は以上です。

○松山総合支所 齋藤調整主任

続きまして、松山地区でございます
こちらは、議案にありますとおり成興野字須郷13-2ほか38筆となります。
別紙資料をご覧ください。
こちらでございしますが、地図をご覧くださいますとおり、松山地区の集落の先、〇〇の付近になりまして、庄内町清川地区につながる清川橋の手前となります。
続いて、字限図をご覧ください。
こちらは、10月に行いました農地パトロールにて巡回をしております。その中で、現状はほぼ山林となっております、農地は確認できませんでした。
20ページをご覧ください。
こちらと同じく現状は山林となっております、農地は確認できませんでした。また、数人の農家に問い合わせた際も、農地だった状況は確認できませんでした。農業委員、パトロール監視員からも非農地である旨意見をいただいております。
よろしくご審議のほうお願いいたします。

○齋藤 均 議長

それでは、質疑に入る前ではございますが、現地調査の結果を確認いたします。
地元農業委員から現地調査の結果を報告願います。
初めに、1番を27番、佐藤耕造委員よりご報告願います。

○27番 佐藤耕造委員

27番、佐藤です。
対象になっている農地ですけれども、農地確認してまいりました。長年耕作されている様子はありません。原野化しておりまして、笹竹が厚く茂っている状態です。周囲への影響もないことから、非農地とすることに問題はないと考えます。
審議のほどよろしくお願いいたします。

○齋藤 均 議長

続いて、2番の現地調査の結果を、2番、後藤保喜委員よりご報告願います。

○2番 後藤保喜委員 2番、後藤保喜です。

別紙資料の17ページを見てほしいんですけども、当該農地の上に8-1とありますけれども、現況、5年ほど前から山形県の河川の浚渫土の置場になっています。長年耕作されておらず原野化しております。ほかの農地への影響もありませんし、先ほど事務局からおっしゃられたとおり、土地改良区の決済金や多面的機能支払交付金の影響もありませんので、非農地とすることには問題ないと思われます。

ご審議よろしくをお願いします。

○齋藤 均 議長

続いて、3番の現地調査の結果を、1番、荘司太一郎委員より報告願います。

○1番 荘司太一郎委員

1番、荘司です。

対象となっている成興野の農地についてですが、長年耕作されているようなこともなく、山林化となっておりまして、近隣に農地もないことから、非農地とすることに問題はないと思っています。以上、審議のほどよろしくお願いします。

○齋藤 均 議長

農地調査委員会の報告をお願いします。

○8番 五十嵐弘樹委員

8番、五十嵐です。

議第10号 非農地判断について、農地調査委員会では、特に問題はないとの意見であったことを報告いたします。

○齋藤 均 議長

これより質疑に入ります。

ご質問、ご意見のある方、お願いします。

ご質問ございませんか。

(発言する者なし)

○齋藤 均 議長

ないようですので、質疑を打ち切ります。

採決に入ります。

議第10号 非農地判断について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○齋藤 均 議長

異議ないようですので、議第10号について、決定といたします。

◎議第11号 酒田農業振興地域整備計画の変更について

○齋藤 均 議長

続きまして、議第11号 酒田農業振興地域整備計画の変更についてを上程の上、議題といたします。事務局の説明を求めます。

○事務局長

議案書の33ページ目になります。

議第11号 酒田農業振興地域整備計画の変更につきましては、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定により、酒田市長から意見を求められているものです。

詳細について事務局より説明いたします。

○安倍農地係長

それでは議案書の35ページをご覧ください。

今回の変更は、農地から農用地施設用地への用途区分の変更1件、835㎡です。

別紙資料の21ページをご覧ください。農業用施設用地への用途区分の変更です。

中平田地区、小牧の畑、1筆835㎡を、米の乾燥調製施設を設置するための用途区分の変更で、事業計画者は中平田地区、小牧の〇〇です。

施設概要は、198.38㎡の乾燥調製施設1棟、施設の南側には集塵のためのダクトやタンクを設置する予定で、工期は令和7年4月上旬から令和7年8月上旬の予定です。

当該地の選定理由は、既存の米出荷倉庫の近隣に設置することで作業の効率化を図るためで、汚水や生活雑排水の排出はなく、雨水は地下浸透の予定で、排塵などは適切に処理するため周辺の農地、住宅等に影響を及ぼす恐れはありません。

23ページ、24ページが位置図、案内図、25ページ、26ページが現況写真、27ページが配置図となりますので参考にご覧ください

説明は以上となりますが、今案件は土地利用調整委員会で承認されていること、今後のスケジュールとして、農振変更完了後に、農地法の転用申請があり、再度ご審議いただくことを補足いたします。

以上です。

○齋藤 均 議長

農地調査委員会の報告をお願いします。

○8番 五十嵐弘樹委員

8番、五十嵐です。

議11号 酒田農業振興地域整備計画の変更については、農地調査委員会では、協議及び審議の結果、変更内容に問題なしとの意見の取りまとめを行っております。

○齋藤 均 議長

ご質問、ご意見のある方、お願いします。

ご質問ございませんか。

(発言する者なし)

○齋藤 均 議長

ないようですので、質疑を打ち切ります。

採決に入ります。

議第11号 酒田農業振興地域整備計画の変更については、変更に同意することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○齋藤 均 議長

異議ないようですので、議第11号については決定といたします。

○齋藤 均 議長

続きまして、議第12号 各証明願いについてを上程の上、議題といたします。
事務局の説明を求めます。

○今野事務局長

議案書の37ページ目になります。

議第12号 各証明願いにつきましては、1件の証明願いの提出がありましたので、交付の可否を決定しようとするものであります。

詳細につきまして、事務局より説明いたします。

○安倍農地係長

それでは、説明いたします。

この案件では、農地の相続にかかる税金の納税猶予を継続申請する際に必要となる証明書の交付願いがあったことにより、その可否についてご審議いただくものです。納税猶予を受けている方は、3年ごとに税務署へ猶予継続の手続きを行うことが必要です。その手続きには、農業委員会が発行する証明書の添付が必要になるため、3年ごとに「引き続き農業経営を行っているかどうか」について審議し、証明書を交付するものです。

それでは、酒田1番、願出人は亀ヶ崎3丁目の〇〇で、対象農地は遊摺部、宮野浦、落野目、広野、黒森の田畑、合計25筆です。「引き続き農業経営を行っているかどうか」については、細目書の確認と地元農業委員より確認をいただいております。

説明は以上です。

○齋藤 均 議長

質疑に入る前に、農業経営状況の確認をいたします。酒田1番について、地元農業委員から状況を報告願います。

12番、兼山宏勝委員、お願いします。

○12番 兼山宏勝委員

12番、兼山です。

〇〇は現在54歳で亀ヶ崎在住、水稻中心の農業経営をしており、地域の重要な担い手となっております。ご承知のとおり酒田市の市議会議員を務め、地元のみならず酒田市の農業発展に多大な努力を払っております。

対象の農地の転用、耕作の放棄はなく、納税猶予の要件は問題なく満たしております。

ご審議よろしく申し上げます。

○齋藤 均 議長 それでは、質疑に入ります。

ご質問、ご意見のある方、お願いします。

ご質問ございませんか。

(発言する者なし)

○齋藤 均 議長

ないようですので、質疑を打ち切ります。

採決に入ります。

議第12号 各証明願いについて、証明書を交付することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○齋藤 均 議長

異議ないようですので、議第12号 各証明願いについては、交付決定といたします。

◎閉 会

○齋藤 均 議長

以上をもちまして、令和7年2月定例総会を閉会いたします。

午前10時33分 閉会

酒田市農業委員会規程第22条第2項の規定により、ここに署名する。

令和7年2月12日

酒田市農業委員会

議長
(会長)

会長職務代理者

農業委員

農業委員
